

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 6 号  
2 0 1 6 年 1 月 2 9 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 勤労情報No. 1 3 に関する申し入れ

1月25日、勤労情報No. 1 3「大阪地裁の賃金請求事件で会社側勝訴」が掲示された。内容は大阪地裁での裁判（平成26年（ワ）第30001号事件）の判決についてであった。しかし、内容は原告の所属組合や職場名が特定してあり個人を特定するものであり、個人情報がいま明らかになっている。さらに「原告が平成25年度の夏季手当に数多くの非違行為を行った」「同人に対して、会社が夏季手当の減率適用を行った」など極めて個人のプライバシーに関する内容を明らかにしている。

この裁判は、個人が労働審判に訴え裁判へと移行した本人訴訟であり、所属する組合や勤務先は関係がない。社員の個人情報を会社掲示板で明らかにすることは本人の人権を無視し踏みにじる行為である。

裁判を受ける権利は憲法で保障され、誰にも犯されないものであるが、このような人権を無視する掲示物は法律を無視し、裁判を受ける行為を妨げようとするものである。よって、会社の掲示板を使って本人への報復となる勤労情報は直ちに撤去すべきである。

よって以下のとおり申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

### 記

1. 人事部勤労課発行の「勤労情報No. 1 3（平成28年1月25日付）」は、個人情報を明らかにし、個人のプライバシーを侵す掲示物である。直ちに撤去すること。
2. 掲示内容の裁判は、社員個人が行った本人訴訟の裁判である。よって所属組合、職場名はまったく関係ない。会社の見解を明らかにすること。
3. 憲法32条では「裁判を受ける権利」が国民に保障されている。裁判の原告である社員への報復的な内容である勤労情報は、裁判を受ける権利を妨害し侵すものである。会社の見解を明らかにすること。
4. 口頭で会社に抗議した際、「皆さんも掲示板で明らかにしている」と回答したが、所属する労働組合は本人の意思とお互いの意思疎通によって組合活動を運営している。会社が掲示板で個人情報、プライバシーを明らかにすることは全く意味が違うものであり、会社窓口の回答はまったく受け入れがたいものである。会社の認識を改め回答を取り消すこと。
5. 会社は、社長自ら原告である社員に対して誠意ある謝罪をすること。

以上